

東社協福祉施設経営相談室だより

No.126(全2枚)

平成30年5月16日

■ 監事が作成する監査報告書の様式例の公表

平成30年4月27日付で、厚生労働省は、監事が作成する監査報告書の様式例を公表しました。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第37条に基づき会計監査人を設置する特定社会福祉法人及び特定社会福祉法人以外で定款の定めにより任意で会計監査人を設置している社会福祉法人（以下「会計監査人設置法人」という。）においては、計算関係書類は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることとなりますが、会計監査人の設置の有無等により監事の監査報告の内容が異なります。

監事が作成する監査報告書については、平成29年3月2日に開催された社会・援護局関係主管課長会議において、会計監査人を設置しない社会福祉法人（以下「会計監査人非設置法人」という。）の様式例を示されていますが、今回、会計監査人非設置法人に文言の整理を加え、特定社会福祉法人、特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人の監事の監査報告書の様式例、合計3種類の様式例が新たに示されました。

【厚生労働省】 監事の監査報告書の様式例について（平成30年4月27日）

監事監査報告書の様式例の解説

【別紙1】 監事監査報告書の文例（会計監査人非設置法人）（word形式）

【別紙2】 監事監査報告書の文例（特定社会福祉法人）（word形式）

【別紙3】 監事監査報告書の文例（特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人）

（word形式）

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

【下記からもご覧いただけます】

東社協ホームページ > 社会福祉法人経営力強化事業 > 1. 社会福祉法人制度改革関係法令・通知 > 厚生労働省・社会福祉法人制度改革について（平成30年4月27日発出事務連絡）

■ 東京都都内社会福祉法人の活動状況

東京都指導監査部指導調整課で、平成 28 年度決算・平成 29 年 4 月 1 日時点の事業概要等に基づく調査・分析結果を公表しています。

- 都内社会福祉法人の活動状況
- 平成 28 年度決算に係る財務分析結果

【東京都指導監査指導調査課】 都内社会福祉法人の活動状況等の公表 (平成 30 年 3 月)

【URL】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/2122zaimu.html>

【下記からもご覧いただけます】

東社協ホームページ > 社会福祉法人経営力強化事業 > 5. 東京都関係資料 > 社会福祉経営分析のための財務指標と都内平均値 都内社会福祉法人の活動状況等の公表 (平成 30 年 3 月)



本経営相談室だよりは、東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>) にも掲載しています。東社協HPトップ画面の「対象者別検索」にある「福祉関係者の方へ」の中にある「福祉施設・事業者の経営相談」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。

社会福祉法人の経営に資する情報をまとめたサイト「社会福祉法人の経営力強化」もご活用ください。上記と同様に、「福祉関係者の方へ」の中に入ります。

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。